

## 広島県告示第 997 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条の規定によって、  
公有水面埋立ての<sup>しゅん</sup>竣功を次のとおり認可した。

平成 21 年 11 月 24 日

大竹港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

### 1 <sup>しゅん</sup>竣功認可年月日

平成 21 年 11 月 16 日

### 2 <sup>しゅん</sup>竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

#### (1) 名称及び所在地

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県

広島市中区基町 10 番 52 号

広島県企業局

#### (2) 代表者の氏名

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

### 3 埋立区域

#### (1) 位置

(第 2-2 工区)

大竹市東栄三丁目 35 番及び 46 番並びに同市御幸町 2129 番 21 に接する地先公有水面

#### (2) 区域

(第 2-2 工区)

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点を結んだ線により囲まれた区域。

①の地点	広島県大竹市油見字丸小山 2 番の国土地理院三等三角点「油見」 (北緯 34 度 13 分 26 秒 6700, 東経 132 度 12 分 42 秒 4961, 標高 232.94m) から	86 度 53 分 15 秒	2,349.69m の地点
②の地点	①の地点から	21 度 30 分 3 秒	18.23m の地点
③の地点	②の地点から	25 度 10 分 4 秒	52.51m の地点
④の地点	③の地点から	302 度 49 分 24 秒	0.90m の地点
⑤の地点	④の地点から	27 度 1 分 20 秒	2.52m の地点
⑥の地点	⑤の地点から	296 度 19 分 24 秒	1.06m の地点
⑦の地点	⑥の地点から	26 度 40 分 4 秒	34.39m の地点
⑧の地点	⑦の地点から	296 度 33 分 54 秒	0.77m の地点
⑨の地点	⑧の地点から	26 度 12 分 32 秒	6.19m の地点
⑩の地点	⑨の地点から	345 度 7 分 59 秒	0.40m の地点

⑪の地点	⑩の地点から	326 度 24 分 2 秒	32.11mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	327 度 42 分 30 秒	7.66mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	281 度 4 分 48 秒	0.88mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	242 度 39 分 3 秒	2.71mの地点
⑮の地点	⑭の地点から	208 度 42 分 47 秒	0.67mの地点
⑯の地点	⑮の地点から	324 度 58 分 24 秒	1.90mの地点
⑰の地点	⑯の地点から	59 度 37 分 58 秒	150.03mの地点
⑱の地点	⑰の地点から	149 度 40 分 4 秒	98.08mの地点
⑲の地点	⑱の地点から	239 度 37 分 47 秒	5.00mの地点
⑳の地点	⑲の地点から	149 度 37 分 47 秒	10.00mの地点
㉑の地点	⑳の地点から	239 度 37 分 51 秒	23.98mの地点
㉒の地点	㉑の地点から	149 度 37 分 34 秒	2.00mの地点
㉓の地点	㉒の地点から	239 度 38 分 22 秒	205.83mの地点

(3) 面積

(第 2-2 工区)

18,979.27 平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号

平成 5 年 12 月 20 日 広島県告示第 1249 号

(平成 5 年 12 月 9 日付け指令港第 194 号で免許)

5 法第 22 条第 3 項の市町名

大竹市